

社会福祉法人 さざなみ学園

一般事業主行動計画（令和3年2月1日～令和6年1月31日）

仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行い、職員全員がその能力を十分に発揮できるよう整える。

1. 計画期間： 令和3年2月1日～令和6年1月31日までの3年間

2. 内容：

目標1 全職員の年次有給休暇の取得日数を、1人あたり、平均年間12日以上とする。

〔対策〕

令和3年2月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和4年6月～ 計画的な取得に向けて研修を行う。

令和5年10月～ 年次有給休暇の取得計画の策定

社会福祉法人 さざなみ学園

一般事業主行動計画（令和3年2月1日～令和6年1月31日）

職員が仕事と子育てを両立させることが出来、職員全員がその能力を十分に発揮できるよう職場環境を整える。

1. 計画期間： 令和3年2月1日～令和6年1月31日までの3年間

2. 内容：

目標1 産前産後休業・育児休業など産休・育休に関する諸制度の周知及び情報提供を行う。

〔対策〕

令和3年2月1日～ 法に基づく諸制度の調査

令和3年5月～ 園内通知での産前産後休業や育児休業（雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等の制度）等の周知

目標2 男性の育児休業取得を促進するために、育児参加・育児休業に関する研修を周知及び情報提供を行う。

〔対策〕

令和3年2月～ 研修内容の検討

令和3年6月～ 研修の実施

社会福祉法人さざなみ学園

〒522-0004 滋賀県彦根市鳥居本町1586番地

TEL：0749-22-2523 FAX：0749-22-2563